



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 公安委員会規則

*12 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

○ 告示

1093 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (介護サービス指導課) 3

1094 介護保険法による介護老人保健施設の廃止 (") 3

1095 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止
(") 4

1096 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (") 4

1097 保安林の指定予定の通知 (森林整備課) 4

1098 保安林の指定施業要件変更予定 (") 5

1099 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (") 5

1100 道路の供用開始 (道路保全課) 5

1101 随意契約の相手方の決定 (警察本部) 6

○ 正誤

令和6年11月22日付け和歌山県報第569号和歌山県告示第1038号中 6

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第12号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月6日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（車両の通行禁止規制の適用除外車両） 第4条 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による車両の通行禁止の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1) 車両通行禁止、歩行者用道路、一方通行及び指定方向外進行禁止の規制を除外する車両 ア 警察車両で、警察活動に使用するために通行する<u>もの及びこれに随伴する車両</u> イ 略 ウ <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策を行うために使用する車両で、当該用務のため</u>	（車両の通行禁止規制の適用除外車両） 第4条 法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による車両の通行禁止の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。 (1) 車両通行禁止、歩行者用道路、一方通行及び指定方向外進行禁止の規制を除外する車両 ア 警察車両で、警察活動に使用するために通行する<u>もの</u> イ 略 ウ <u>車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第4条第1項第1号、第2号及び第7号から第12号までに規定する車両で、当該用務のために通行するもの</u>

めに通行するもの
エ 災害救助、人命救助（傷病者を緊急に医療機関その他の場所に搬送することを含む。第 5 条において同じ。）、水防活動、消火活動又は火災現場への臨場のために使用する車両で、当該用務のために通行するもの

オ 裁判官又は裁判所の発する令状の執行のために使用する車両で、当該用務のために通行するもの

(2)～(4) 略

2 ～ 6 略

(駐車禁止等の規制の適用除外車両)

第 5 条 略

2 法第 4 条第 2 項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を行うために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの

(7) 災害救助、人命救助、水防活動、消火活動又は火災現場への臨場のために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの

(8) 裁判官又は裁判所の発する令状の執行のために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの

(9) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（別記様式第 3 号。以下「公益等業務用標章」という。）を掲出しているもの

ア～シ 略

ス 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を受けた児童の一時保護並びに児童虐待が行われているおそれがあると認めるときの児童の住所又は居所への立入り及び必要な調査又は質問のために使用中の車両で、緊急やむを得ない理由があるもの

セ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待を受けた高齢者の一時的な保護並びに養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときの高齢者の住所又は居所への立入り及び必要な調査又は質問のために使用中の車両で、緊急やむを得ない理由があるもの

ソ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待を受けた障害者の一時的な保護並びに養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときの障害者の住所又は居所への立入り及び必要な調査又は質問のために使用中の車両で、緊急やむを得ない理由があるもの

タ 略

(10) 略

3 ～ 6 略

(2)～(4) 略

2 ～ 6 略

(駐車禁止等の規制の適用除外車両)

第 5 条 略

2 法第 4 条第 2 項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 車両の通行の許可の手続等を定める省令第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号から第 12 号までに規定する車両で、当該用務のために使用中のもの

(7) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（別記様式第 3 号。以下「公益等業務用標章」という。）を掲出しているもの

ア～シ 略

ス 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に定める児童虐待を受けた児童の一時保護並びに児童虐待が行われているおそれがあると認めるときの児童の住所又は居所への立入り及び必要な調査又は質問のために使用中の車両で、緊急やむを得ない理由があるもの

セ 略

(8) 略

3 ～ 6 略

別表第 2（第10条の 2 関係）

路線名	区間
略	
一般国道42号 （那智勝浦新 宮道路）	略
一般国道42号 （新宮紀宝道 路）	新宮市あけぼの（県境）から 新宮市あけぼの5474番 1 まで
略	

別表第 2（第10条の 2 関係）

路線名	区間
略	
一般国道42号 （那智勝浦新 宮道路）	略
略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年12月7日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1093号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年12月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3012210344	医療法人仁成会辻内科医院	医療法人仁成会辻内科医院	和歌山県田辺市中万呂133-11	居宅療養管理指導	令和6.11.30
3071800746	合同会社三栄メディカルケア	リハビリデイサービスソレイユ	和歌山県岩出市野上野97番地	通所介護	令和6.11.30
3072300605	株式会社桐本商店	丹鶴介護サービスセンター	和歌山県新宮市仲之町三丁目1番地5	通所介護	令和6.11.30

和歌山県告示第1094号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第104条の2の規定に基づき公示する。

令和6年12月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 介護保険事業者番号 3051280018
- 介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名 医療法人彌栄会
- 介護老人保健施設の名称 介護老人保健施設やよい苑
- 介護老人保健施設の所在地 和歌山県岩出市中迫380番地
- 廃止年月日 令和6年11月30日
- サービスの種類 介護老人保健施設

和歌山県告示第1095号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和6年12月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	廃止 年月日
3061590059	株式会社サザンクロス	AIありだ訪問看護ステーション	和歌山県有田市野699	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 6. 11. 30
3051280018	医療法人彌栄会	介護老人保健施設やよい苑	和歌山県岩出市中迫380番地	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	令和 6. 11. 30

和歌山県告示第1096号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和6年12月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
3072301082	合同会社崑貞商店	丹鶴介護サービスセンター	和歌山県新宮市仲之町三丁目1-5	通所介護	令和 6. 12. 1	令和 12. 11. 30
3072501152	TRYAD合同会社	デイサービスセンターやたがらす	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井1396番地11	通所介護	令和 6. 12. 1	令和 12. 11. 30

和歌山県告示第1097号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町大山字越前1480の1、字洞ノ峯1484、字奥古藪1485、字鯛ケ谷1486の1、1486の3、1486の4、字切石1487、1487の2、1487の3、字ヲシテ1488の1、字平畑1508
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1098号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1099号

令和6年和歌山県告示第825号（以下「告示第825号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方
 - 森口好彦
 - 友渕仲治
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第825号のとおり

和歌山県告示第1100号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道
路線名 高野天川線

供用開始の区間 伊都郡高野町大字南字瀧ノ尾264番60地内
供用開始の期日 令和6年12月6日

和歌山県告示第1101号

自動受付機マイナンバー対応改修委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年12月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
自動受付機マイナンバー対応改修委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年10月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社大阪事業所
大阪府大阪市福島区福島三丁目14番24号
- 5 随意契約に係る契約金額
43,890,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,990,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

正 誤

正 誤

令和6年11月22日付け和歌山県報第569号和歌山県告示第1038号中

ページ	誤	正
3	橋医新 38-06	橋歯新 38-06